

1 管内の状況

二州健康福祉センターは、従来、敦賀市、三方町および美浜町の保健衛生業務および福祉業務(※)を担当していたが、平成17年3月31日、三方町と上中町が合併し「若狭町」となったため、所管が敦賀市、若狭町の一部(旧三方町)および美浜町となった。

なお、検査業務は、若狭健康福祉センター管内の業務も担当している。

管内面積は500.21km²で福井県の約12%、嶺南地方の約2分の1を占め、JR小浜線および国道27号で東西に結ばれている。

産業は敦賀市では商工業が、その他の地区は農業が中心で、沿岸地帯は半農半漁である。

また、敦賀半島、常神半島、三方五湖と非常に美しく長い海岸線を有し、景勝の地を中心として観光産業も盛んな土地柄である。特に敦賀市は重要港湾「敦賀港」を擁し、JR北陸線とJR小浜線の接点であり、北陸自動車道は敦賀ICがあり、国道8号が通過し、国道27号、国道161号の起点であるなど、交通の要衝となっている。

平成12年4月1日付けの機構改革によって、嶺南振興局敦賀保健所と嶺南振興局若狭福祉事務所の敦賀市、三方町(現 若狭町(三方地区))および美浜町の業務が統合され、「嶺南振興局二州健康福祉センター」として発足した。

なお、保健所は「嶺南振興局二州保健所」の名称で、センター内に位置付けられた。

以上のような地勢を背景として、市・町との密接な連携のもと、衛生思想の普及、母子保健、精神保健、難病対策、食品・生活衛生等の向上と予防対策に努力し、防疫体制、産業公害対策、廃棄物対策等を含め強力に保健衛生行政を推進し、また、福祉面については障がい者、高齢者、要保護対象者等に対して福祉行政を推進している。

※ 敦賀市の生活保護等の業務については敦賀市が所管している。

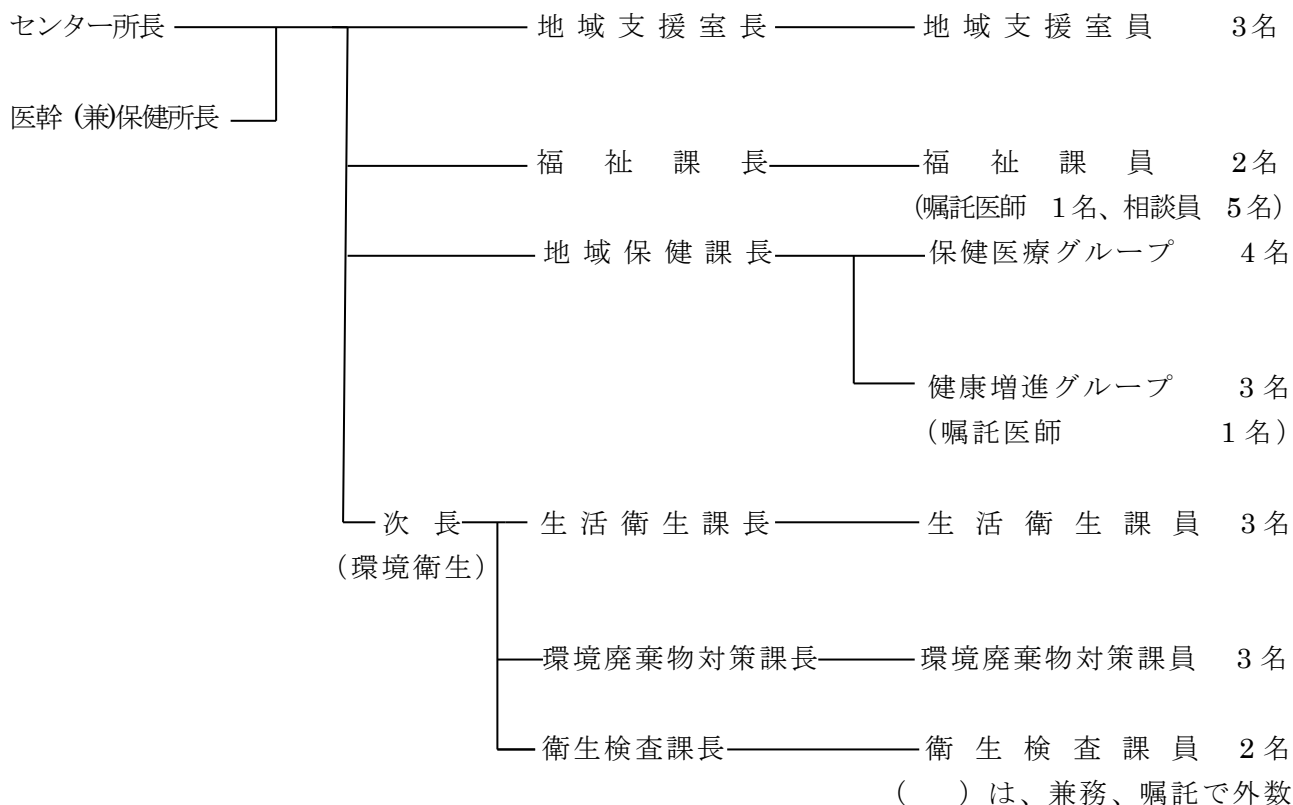
2 沿 革

昭和	19年	2月	敦賀保健所として敦賀市津内開町に開設し、敦賀市、敦賀郡、三方郡を管轄
昭和	19年	10月	三方保健所(美浜町河原市)が新設され敦賀保健所から独立し、三方郡を管轄
昭和	23年	4月	性病診療所が併設され、業態者および一般検診治療を行うB級保健所として指定
昭和	27年	4月	新庁舎増築により、母子診療室、試験検査室、統計展示室、所長室等の拡充整備
昭和	27年	9月	優生保護相談所を開設
昭和	29年	3月	野犬焼却場を設置し、犬魂碑を建立
昭和	31年	2月	機構改革により、三方保健所を統合し、同時に敦賀保健所三方出張所(昭和40年4月支所に変更)として発足
昭和	34年	3月	性病診療所を閉鎖
昭和	35年	7月	自動車車庫の一部を増築
昭和	36年	11月	成人病相談所を併設
昭和	37年	4月	R4型保健所に格付け
昭和	38年	11月	野犬処理場を移転
昭和	40年	12月	胃検診車車庫を移転
昭和	44年	7月	庁舎改築のため敦賀市清水町3丁目金沢鉄道郵便局敦賀業務員事務所を借用
昭和	45年	4月	新庁舎(現在地)が完成
昭和	47年	4月	検査課を設置
昭和	47年	10月	三方支所を廃止
昭和	49年	10月	検査課を拡充し、別館に車庫、栄養室を増築
昭和	57年	3月	冷房施設が完成
平成	7年	3月	動物管理所を設置し、業務を開始
平成	8年	4月	機構改革により嶺南振興局敦賀保健所に改称
平成	8年	9月	優生保護相談所を廃止
平成	10年	4月	機構改革により福祉保健推進室を設置し、業務を開始 臨床検査業務を集中化し、業務を開始
平成	12年	4月	機構改革により若狭福祉事務所の敦賀市、三方町、美浜町に関する業務を継承・統合し、嶺南振興局二州健康福祉センター(嶺南振興局二州保健所)に改称 総務課と福祉保健推進室を統合し地域支援室と改称、福祉課を新設、生活衛生課を環境衛生課と改称して、地域支援室、福祉課、健康増進課、環境衛生課、衛生検査課の1室4課で発足
平成	12年	10月	環境衛生課を廃止し、生活衛生課および環境廃棄物対策課を設置
平成	17年	3月	健康診断業務を廃止
平成	18年	7月	庁舎改築工事(耐震補強工事)のため、プレハブにて業務開始
平成	18年	12月	庁舎改築工事(耐震補強工事)完成
平成	20年	3月	動物収容施設移転改築工事完成

- 平成 22 年 4 月 組織改正により健康増進課を廃止し、地域保健課を設置
地域保健課内に保健医療グループと健康増進グループを設置
- 平成 30 年 4 月 敷地内に福井県動物管理指導センター嶺南支所が設置され、犬および猫の保護、
引取りならびに苦情、相談対応などの動物愛護管理業務の一部を外部委託開始

3 組織機構

令和元年10月1日現在



4. 課別職種別職員配置表

平成30年11月1日現在

課室名 \ 職種	医	嘱託	獣	薬	保	栄	診	検	化	社	事	相	合
	師	師	師	師	師	士	療放射線	査技師	学	会福祉	務	談員等	計
地域支援室	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—	4	—	6
福祉課	—	— (1)	—	—	—	—	—	—	—	—	3	— (5)	3 (6)
地域保健課	—	— (1)	—	—	6	1	1	—	—	—	—	—	8 (1)
生活衛生課	—	—	—	3	—	—	—	—	—	—	1	—	4
環境廃棄物対策課	—	—	—	2	—	—	—	—	1	—	1	—	4
衛生検査課	—	—	—	1	—	—	—	—	1	—	1	—	3
合計	1	— (2)	—	7	6	1	1	—	2	—	10	— (5)	28 (7)

※ 地域支援室に所長・次長を含む。() の数は、兼務・嘱託で外数

5 各課（室）別主たる業務内容

I 地域支援室の主たる業務

- 1 庶務、会計、財産管理等総務関係業務に関する事。
- 2 医務関係法令の施行に関する事。
- 3 薬事関係法令の施行に関する事。
- 4 覚醒剤、毒物劇物、大麻、あへん法等の施行に関する事。
- 5 原爆被爆者の援護に関する事。
- 6 臓器移植、骨髄移植、献血に関する事。

II 福祉課の主たる業務内容

- 1 身体障がい者福祉に関する事。
- 2 知的障がい者福祉に関する事。
- 3 老人福祉（高齢者百歳祝状伝達等）に関する事。
- 4 児童福祉に関する事。
- 5 家庭児童福祉相談業務に関する事。
- 6 市町行政事務監査に関する事。（老人・児童・障がい者）
- 7 母子・父子・寡婦福祉に関する事。
- 8 女性福祉に関する事。
- 9 生活保護法による保護の決定および実施
- 10 生活困窮者自立支援法による生活困窮者への支援
- 11 民生委員・児童委員に関する事。
- 12 その他（行旅病人・行旅死亡人の取扱い、福祉のまちづくり条例）

III 地域保健課の主たる業務内容

- 1 健康危機管理対策に関する事。
- 2 結核予防に関する事。
 - ・結核患者の訪問・相談指導に関する事。
 - ・結核に関する健康診断、精密検診
- 3 感染症対策に関する事。
 - ・感染症予防法に関する事。
 - ・感染症発生時調査に関する事。
 - ・エイズ及び肝炎の予防事業に関する事。
 - ・肝炎医療に関する事
- 4 母子保健に関する事。
 - ・母子保健法、母体保護法に関する事。
 - ・母子保健福祉事業に関する事。
 - ・母子医療（小慢）に関する事。
 - ・障がい児等の訪問・相談指導に関する事。
 - ・特定不妊治療費助成事業に関する事。
- 5 精神保健福祉に関する事。
 - ・精神保健福祉法に関する事。
 - ・自殺予防対策に関する事
- 6 特定疾患に関する事。

- ・難病対策事業に関すること。
- ・特定医療費(指定難病)に関すること。
- 7 栄養指導に関すること。
 - ・栄養士法に関すること。
 - ・専門的栄養指導に関すること。
 - ・健康づくり事業に関すること。
- 8 成人・老人保健に関すること。
 - ・健康増進事業に関すること。
 - ・がん予防推進事業に関すること。
 - ・地域保健職域連携に関すること
- 9 地域保健・福祉・環境関係職員の研修に関すること。
- 10 市町支援に関すること。
- 11 学生の実習に関すること。
- 12 福井県医療計画に関すること。
- 13 保健衛生、人口動態、社会福祉各種統計事務に関すること。

IV 生活衛生課の主たる業務

- 1 食品衛生に関すること。
 - ・食品衛生法、福井県食品衛生条例等の施行に関すること。
 - ・調理師法、製菓衛生師法等の施行に関すること。
 - ・福井県ふぐの処理に関する条例の施行に関すること。
 - ・と畜場法等の施行に関すること。
- 2 動物の愛護および管理に関すること。
 - ・動物の愛護及び管理に関する法律および福井県動物愛護および管理に関する条例の施行に関すること（平成30年度より一部外部へ委託）。
 - ・狂犬病予防法の施行に関すること。
 - ・徘徊犬の捕獲および飼い犬の指導業務に関すること（平成30年度より外部へ委託）。
 - ・犬および猫の引取り業務等に関すること（平成30年度より外部へ委託）。
- 3 生活衛生に関すること。
 - ・理容師法および美容師法の施行に関すること。
 - ・旅館業法の施行に関すること。
 - ・公衆浴場法の施行に関すること。
 - ・クリーニング業法の施行に関すること。
 - ・興行場法の施行に関すること。
 - ・生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の施行に関すること。
 - ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律の施行に関すること。
 - ・墓地・埋葬等に関する法律の施行に関すること。
 - ・温泉法の施行に関すること。
 - ・水道法の施行に関すること。
 - ・浄化槽法の施行に関すること。
 - ・有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律の施行に関すること。
 - ・ねずみおよび衛生害虫の駆除に関すること。

V 環境廃棄物対策課の主たる業務

1 廃棄物適正処理対策

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行に関すること。
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に関すること。
- ・ 廃棄物の苦情に関すること。
- ・ 福井県産業廃棄物等適正処理指導要綱の施行に関すること。
- ・ 使用済自動車の再資源化等に関する法律の施行に関すること。
- ・ 民間廃棄物最終処分場対策事業に関すること。
- ・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の施行に関すること。

2 環境保全対策

- ・ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の施行に関すること。
- ・ 不正軽油製造未然防止対策に関すること。
- ・ 化製場法等に関する法律の施行に関すること。
- ・ 土壌汚染対策法の施行に関すること。
- ・ ダイオキシン類特別措置法の施行に関すること。
- ・ 大気汚染防止法、水質汚濁防止法、福井県公害防止条例の施行に関すること。
- ・ 福井県アスベスト条例の施行に関すること。
- ・ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の施行に関すること。

VI 衛生検査課の主たる業務

- 1 食品衛生の理化学検査および細菌検査に関すること。
- 2 環境衛生の理化学検査および細菌検査に関すること。
- 3 臨床検査に関すること。
- 4 苦情処理検査に関すること。

